

21世紀の森と広場の自然生態園が都市公園を象徴する施設 「都市公園制度制定 150 周年記念公園施設」に登録されました

令和6年 | 月29日に国土交通省が「都市公園制度制定 | 50周年記念公園施設」の一つとして松戸市「2|世紀の森と広場の自然生態園(約6万㎡)」を登録したことを公表しました。

松戸市は令和7年に、第36回全国「みどりの愛護」のつどいを「2 | 世紀の森と広場」と「森のホール2 | (松戸市文化会館)」で開催することを、令和6年 | 月25日に公表しておりますが、国や県と連携して開催の準備をしっかり進め、本施設を含めた市の魅力を全国へ発信したいと考えております。

●登録の概要

令和5年が都市公園制度のはじまりとされる明治6年(|873年)太政官布達第|6号(当時の法律)が発出されてから|50年という記念の年で、それを記念しての登録です。

●評価のポイント

都市公園制度制定 | 50年の歴史を象徴する施設として、本市の昭和30年代以降の高度経済成長期における急速な市街化を踏まえ、残された自然を守り育てる「自然尊重型都市公園の自然生態園」として平成6年(|994年)に整備された施設であること等が評価されました。

●登録の状況

全国の47都道府県と20政令市に約11万3,800箇所ある都市公園のうち 165施設が登録され、千葉県では県内に約6,300箇所ある都市公園のうち松 戸市を含む7つの施設が選ばれました。登録後は、国から自治体に登録証を発行す るとともに、150周年記念事業として適切に記録し、後世に伝えるとのことです。







【本件に関する問い合わせ先】

〒271-0072 千葉県松戸市竹ケ花136番地の2

松戸市街づくり部公園緑地課

2047-366-7380 FAX047-704-3993

☑ mckouen@city.matsudo.chiba.jp